

わが町の防災・減災への取り組み



皆さんの周りで地震などの大規模災害が発生したとき、どのような行動を取るか考えたことはありますか。突然の大きな揺れや風水害に見舞われると、パニックを起こし何もできなくなってしまうかもしれません。万一に備え、日ごろからの準備や地域での訓練などを行い、いざというときに落ち着いて行動ができるようにしましょう。

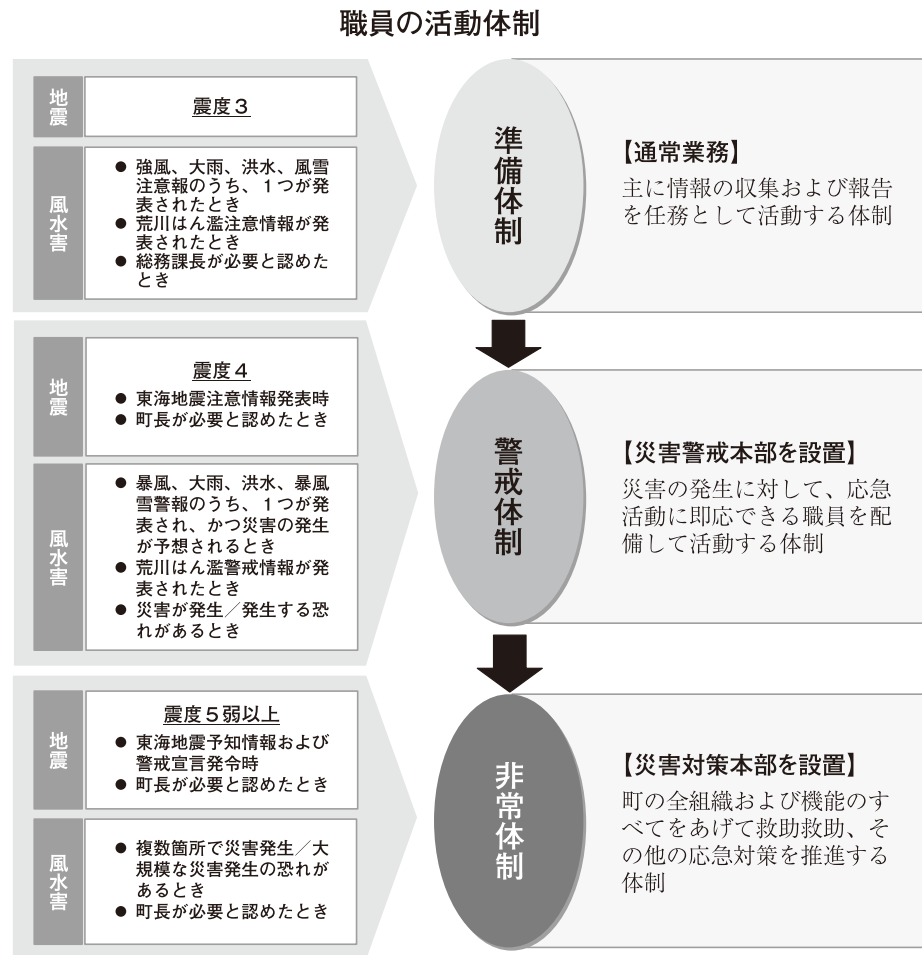
次に、災害発生時の避難所として、新たに「鉢形財産区会館」を追加指定し、小・中学校の体育館や各コミュニティセンターなどを合わせると、合計20カ所となりました。

また、東日本大震災では、地域の重要な防災活動に取り組まれている消防団の活動が報告されています。町では、自主防災組織や地域支えあいの会の組織づくりも進展したことから、これらの組織が連携協力して、行政と円滑に活動できる

体制を整えていきます。

2. 大規模な地震災害が発生したら

○災害情報の入手は？
強い揺れを伴う地震が発生する直前に、テレビやラジオから警報と注意放送が流れます。加えて、震度4以上が予想される地域にある携帯電話を対象に、プザーの警報が発せられ注意を呼びかけます。そのほかに、寄居町を含む県北部地域



1. 改訂しました！ 寄居町地域防災計画

○地域防災計画とは？
『災害対策基本法第42条』の規定に基づき、市町村の防災会議が作成する計画で、その地域の防災について、行政や関係機関が災害予防や応急対策、復旧対策に至る一連の防災活動を実施することにより、地域住民の生命、身体および財産を災害から保護し、社会秩序や経済活動の維持、公共の福祉を確保するために策定されるものです。

町では、平成25年2月に計画書を改訂し、町公式ホームページへの掲載や図書館での閲覧を通して、一般の方でもご覧いただけるようにしています。

○地域防災計画の中身は？
これまでの地域防災計画（平成20年3月策定）では、風水害対策の一環として事故災害対策を記述していましたが、国県等の動向を踏まえ、原子力発電所事故災害、航空機事故災害、竜巻等突風対策について新たに項目を追加し、風水害対策編と事故災害対策編を分けることとなりました。

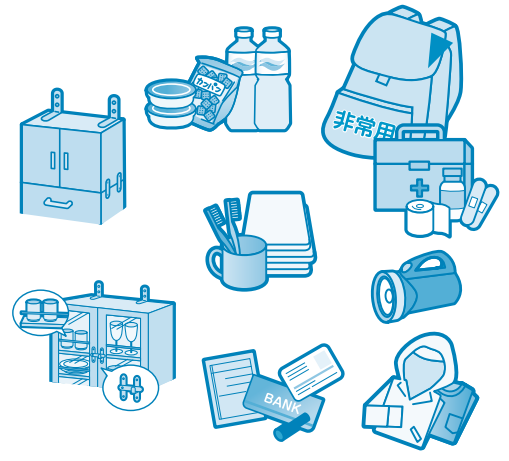
また、過去のさまざまな災害時の教訓から「寄居町職員初期期マニュアル」をまとめ、地域防災計画とともに円滑な運用ができるよう訓練時の手引きに位置付け、更新を重ねていきます。

○主な改訂点は？
東日本大震災を教訓に、国県等の改訂を踏まえて整合性を図り、町の状況を加味して改訂しました。また、風水害災害についても、地震発生時との整合性を図りました。

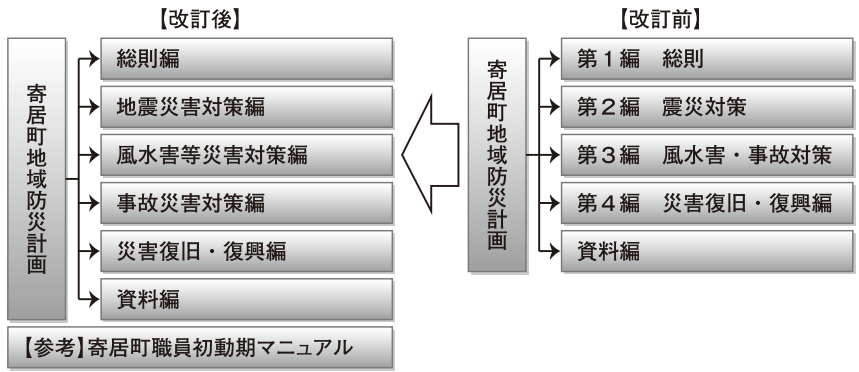
で、震度5弱以上の強い揺れが予測された場合、人工衛星から防災行政無線が自動起動され「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」によって、地震発生に対する緊急放送が行われます。

○日ごろからの備えは？

家庭では：
・突然発生する地震災害に備え、家族間の連絡先、避難所の確認、火の始末や持ち出し品の確認、消火器の位置などの確認をしましょう。
・非常時に持ち出す食糧、医薬品、衣類、貴重品などの品目をまとめ、すぐに避難できるようにしておきましょう。
・地震により、住宅内の家具の転倒、窓ガラスの破損、火災の発生などが予想されます。家具の固定やガラス飛散防止フィルムの貼り付け、ブレーカーの切断などの対策を取りましょう。



計画書の構成



職員の活動体制については、地震災害では従来「震度5弱」以上の震度が町内で観測されたときに警戒体制となっていました。基準を1段階引き上げ「震度4」から警戒体制とし、情報収集などの活動に入り、「震度5弱」以上では「災害対策本部」を設置する非常体制とし、全職員が参集することとなりました。東日本大震災では「震度4」を観測し、幸い人的被害はなかったものの、一部住宅等の建物被害や電車など公共交通機関の運休、電話など通信手段の混乱、帰宅困難者の発生など、行政として対応すべき課題が浮き彫りとなったためです。

外出先では：

・路上や街中では、頭上からガラスや看板が落下してくることがありますので、建物から離れかばんなどに避難しましょう。
・エレベーターに乗っているときは、すぐに各階のボタンを押して停止階で降りましょう。
・自動車の運転中は、道路の左端にゆつくりと停車させ、キーは付けたまま避難しましょう。

地域では：

大規模災害時には、消防や警察などの支援をすぐには得られないことが予想されます。そのようなときのために、地域住民自身による自主防災組織の活動が重要となります。この活動は、地域の実情をもとに防災知識の講習、避難路の確認、資機材の点検、初期消火訓練を繰り返して実施し、多くの方に参加してもらうことが大切になります。

